

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかなです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的順守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。

よって、女子差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月18日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣府男女共同参画担当大臣 法務大臣